

③ 就任承諾及び誓約書記載例（様式は任意）

注意！ コピーのみを提出し、原本は事務所で保管してください。

役員変更

〇〇年〇〇月〇〇日

宛先は、法人です。県知事ではありません。

役員が就任を承諾し、誓約した日付を記載してください。基本的には、設立総会の日等になります。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

役名の変更(理事→監事、監事→理事)の場合でも必要です。

就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

署名の場合は押印の必要はありませんが、記名の場合は必ず押印が必要です。

住所又は居所 〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 〇〇 〇〇

就任する役職名を明確にしてください。

住所又は居所は、住民票等に記載されたものと一致させてください。新たに就任した役員(理事及び監事)全員分が必要です。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の { 理事長
理事
監事 } に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓います。

すでに就任している理事が新しく理事長に就任する場合は、理事長に就任する旨の就任承諾及び誓約書が必要です。
また、理事長に変更があった場合は、法務局で変更登記をする必要がありますが、この場合、理事に就任した際の書類も必要になります。詳しくは法務局までお問い合わせください。

<留意事項>

法第20条（役員の欠格事項）の規定により、次のいずれかに該当する者は、法人の役員になることができません。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、または刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 暴力団またはその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 第43条の規定により設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者